

第 3 死後事務委任契約

第 1 条（死後の事務処理に関する委任契約）

1 甲は，乙に対し，死後の次の事務を委任する。

- (1) 甲の生前に発生した乙の本件委任事務及び本件
後見事務に関わる債務の弁済
- (2) 入院保証金，入居一時金その他残債権の受領
- (3) 甲の葬儀，埋葬に関する事務及び菩提寺に対す
る甲の永代供養の依頼に関する事項
- (4) 相続財産管理人の選任の申立て

2 乙は，相続財産の額を考慮し，相当な額を，前項
(3)の費用として，甲の財産からあらかじめ受け取る
ことができる。